

# 石巻市立飯野川小学校いじめ防止基本方針

令和2年3月10日策定

## I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

## 1 いじめとは

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

## 2 いじめに対する基本認識・基本姿勢

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下のポイントは、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識といじめ防止の基本姿勢である。

### 【基本認識】

- いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- いじめ問題は学校のあり方が問われる問題である。
- 関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。

### 【基本姿勢】

- ① いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ② いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ③ いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。

## Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、未然防止の取り組みを計画・実施する必要がある。

### 1 児童や学級の様子を知るためには

#### ① 教職員の気づきが基本

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童たちと場を共にすることが必要である。その中で、児童たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

#### ② 実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握することが必要である。そのためには、毎月アンケート調査を実施し、その集計結果をもとに実態把握をするとともに必要な指導をすることが大切である。場合によっては、保護者への意識調査や児童の学級内での人間関係をとらえる調査（アセス：学校適応感の調査）なども実態を把握する一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する児童の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

### 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

#### ① 未然防止のための土壌づくり

(1) 分かる授業づくり……「すべての児童が参加・活躍できる授業」

- 基礎的・基本的事項の徹底習得に努める。
- 算数科における習熟度別少人数指導の実施を行う。
- 意見を発表し合える場面設定の充実を図る。（言語活動の充実）

(2) 学習規律の徹底

- 2分前行動を意識し、始業の時刻と同時に授業が始められるようにする。
- 正しい姿勢で話を聞き、場に合った声の大きさや発表の仕方を意識できるよう取り組む。

### (3) 人権教育の充実

- いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- 児童が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- 感染症に係る差別・偏見等をなくすために感染症に関する正しい知識を教え、正しく怖がらせるようにする。

### (4) 体験教育の充実

- 自然体験や福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。児童が他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことにより、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見する。

### (5) 道徳教育の充実

- 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。

#### ② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について尋ねたり、相談したり気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

## Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

### 1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

#### ① 児童の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢が大切である。

#### ② 児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められる。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが

大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める必要がある。

## 2 早期発見のための手だて

### ① 小さな変化に対する敏感な気付き

#### (1) 日々の観察

- 教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。

#### (2) 観察の視点

- 担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやグループ内の人間関係の把握に努める。
- 気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

#### (3) 教育相談

- 教職員と児童の信頼関係を形成する。
- 日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- 定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。
- 気軽にスクールカウンセラーへの相談ができる環境をつくる。

#### (4) いじめ実態調査（生活行動）アンケートの実施

- アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、1か月に1回程度実施する。

## IV 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

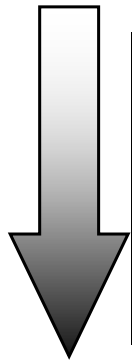
### 1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- 「いじめ対策委員会」を招集する。
- いじめられた児童を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

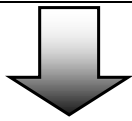
正確な実態把握

- 当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。
- 個々に聞き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。



把握すべき情報例	
◆誰が誰をいじめているのか？……………	【加害者と被害者の確認】
◆いつ、どこで起こったのか？……………	【時間と場所の確認】
◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？……………	【内容】
◆いじめのきっかけは何か？……………	【背景と要因】
◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？……………	【期間】

### 指導体制・方針決定



- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

### 児童への指導・支援



- いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

### 保護者との連携



- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

### 今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

## 2 いじめが起きた場合の対応

### ① いじめられた児童に対して

〔児童に対して〕

- ⇒ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ⇒ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ⇒ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ⇒ 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

〔保護者に対して〕

- ⇒ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ⇒ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ⇒ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ⇒ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⇒ 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

## ② いじめた児童に対して

〔児童に対して〕

- ⇒ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ⇒ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応とねばり強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

〔保護者に対して〕

- ⇒ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ⇒ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ⇒ 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

## V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

### 1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

#### ① ネット上のいじめ（トラブル）

〔特殊性による危険〕

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式（教員用）でのいじめ

◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわない、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

- SNSから生じたいじめ

◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。  
◆スマートフォンで撮影した写真を容易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

□動画共有サイトでのいじめ



◆一度流出した個人情報、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

## 2 未然防止のためには

学校での校則遵守徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

### ① 啓発・研修について

- インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、講習会や授業に活かす。
- ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

### ② 早期発見・早期対応について

- 家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- 平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

### ③ 関係機関との連携について

- ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

## VI いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、定期的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。

## 1 いじめ防止のための校内組織

【校内構成員】校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ・不登校対策担当、養護教諭、学年担当、スクールカウンセラー、その他関係職員

【校外構成員】スクールソーシャルワーカー、教育委員会指導主事、関係機関の助言者等

○校内「いじめ対策委員会」の設置と定期的開催

- ・ 校内のいじめ対策委員会の設置を行い、定期的に行う。また、いじめ等が発見された場合には臨時に開催し、早期対応にあたる。

○相談体制やカウンセリング体制の充実

- ・ いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、教職員のカウンセリング技量の向上を図る。





### 3 重大事態発生に係る調査を行うための組織について

#### ① 「いじめ問題調査委員会」の設置

次に掲げる場合には、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、「いじめ問題調査委員会」を設置する。

- (1) いじめを受けた児童に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ① 児童が自殺を謀った場合
  - ② 身体に重大な傷害を負った場合
  - ③ 金品等の重大な被害を被った場合
  - ④ 精神性の疾患を発症した場合など
- (2) いじめを受けた児童が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあるとき
- (3) 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立があったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### ② 「いじめ対策委員会」の役割

- 発生した事案が重大事態であることと判断したとき、該当重大事態に係る調査を行う。
- 調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

#### ③ 「いじめ対策委員会」の構成

- (1) 学校が「いじめ対策委員会」を設置する場合

##### ① 構成員

母体：校長、教頭、教務主任、副教務主任、生徒指導主任、いじめ・不登校対策担当、養護教諭、学年部主任、その他の関係職員（学級担任等）」

#### ④ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような事態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。

#### ⑤ 調査の方法

- (1) いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合

- ① いじめを受けた児童から十分に聞き取るとともに、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ② 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ③ いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行う。
- ④ 調査を行うに当たっては、市町村教育委員会の指導・支援の下、対応に当たる。

## ⑥ 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童及び保護者に対する情報を適切に提供する責任

① いじめを受けた児童やその保護者に対して，調査により明らかになった事実関係について説明する。

② これらの情報の提供に当たっては，関係者の個人の情報に十分配慮し，適切に提供する。

(2) いじめた児童及び保護者への説明

① 随時，学校への呼び出しを行うとともに，必要に応じて家庭訪問を行う。